

▼子育て支援センターには、いつも小さなお子さんとお母さん方が集まって、にぎやかな声が響き渡ります。

「子育て」とは何でしょうか。楽しく、充実感を感じる時もあれば、悩み、迷う時もあるかもしれません。少子化・核家族化の進む昨今ですが、「一人で」ではなく、パートナーや家族、そして地域など多くの人の協力を得て、子どもを育てる — そのような意識を持ち、肩の力を抜いて楽しく子育てと向き合いませんか。

安心して育児ができる環境づくりに向けた町の取り組みを、子育てに関する住民アンケートの調査結果を交えてご紹介します。【問合せ】保健福祉課 ☎83-1226



みんな楽しく子育て

町の人口推移と将来人口推計(単位:人、%)

区分	住民基本台帳(各年4月1日現在)				
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総人口	13,237人	13,078	12,994	12,914	12,865
0~14歳	1,850人	1,779	1,724	1,683	1,623
うち0~5歳	652人	656	625	635	635
うち6~11歳	738人	666	677	646	645
15~64歳	8,996人	8,840	8,728	8,574	8,538
65歳以上	2,391人	2,459	2,542	2,657	2,704
0~5歳人口比率	4.9%	5.0	4.8	4.9	4.9
6~11歳人口比率	5.6%	5.1	5.2	5.0	5.0

区分	推計人口(各年4月1日現在)				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	12,844人	12,772	12,745	12,665	12,635
0~14歳	1,633人	1,626	1,631	1,633	1,622
うち0~5歳	625人	640	610	592	557
うち6~11歳	669人	654	684	683	726
15~64歳	8,429人	8,305	8,174	8,025	7,896
65歳以上	2,782人	2,841	2,940	3,007	3,117
0~5歳人口比率	4.9%	5.0	4.8	4.7	4.4
6~11歳人口比率	5.2%	5.1	5.4	5.4	5.7

「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所/平成14年1月発表)によると、晩婚化、夫婦の出生力そのものの低下といった理由から、少子化が進んでいくと考えられ、それによる社会の活力低下や社会保障など社会経済全体に深刻な影響が出るのが心配されています。

松田町の総人口は緩やかな減少傾向にあります。

また、年齢別構成をみると、年少人口の減少と高齢人口の増加が続いています。とりわけ、65歳以上の方の比率は、平成16年には全体の21%、0歳~11歳の比率は約10%と少子高齢化が進んでいます。

本来、結婚や出産は、個人の価値観や生き方に、子どもの養育や教育は各家庭に基づくものですが、また子どもは次代の社会を担い、社会の一員として尊重される存在であり、子育てを社会全体で支援する必要があると、そこで町では、保育事業、母

子保健等の保健事業、社会福祉事業、青少年健全育成事業等の充実、放課後児童クラブ、子育て支援センター等の支援機関、児童委員、社会福祉協議会、町の子育てサークル、地域等との連携強化など、多岐に渡る子育て環境の整備を進めています。

子育て支援センターは、開設から3年目を迎え、お母さんやお父さんだけでなく、孫を連れただけいちゃん、おばあちゃんまで数多くの皆さんの利用があります。

これは、天候や物音を気にせず、気軽に遊べる親子の遊び場、子育て仲間との出会いの場として、時には子育ての悩みを語り、相談し合う場として、さまざまな角度から子育て全般について心強いサポートを受けられる施設として、多くの皆さんに認められているからこそです。

町では、支援センター利用者

平成16年度子育て支援センター利用者数(平成17年2月1日現在)

	町内		その他市町の方		計	
	組	人	組	人	組	人
4月	151	360	45	93	196	456
5月	148	339	34	73	182	412
6月	186	424	61	137	247	561
7月	185	440	51	119	236	559
8月	167	409	48	121	215	530
9月	140	341	45	117	185	458
10月	134	318	44	116	178	434
11月	123	283	23	58	146	341
12月	127	304	25	64	152	368
1月	119	268	31	77	150	345
計	1,480	3,486	407	978	1,887	4,464

また、以前から要望の高かったファミリーサポートセンター(※1)の設立準備作業が始まります。「どうしても休めない仕事がある」「子どもを預けて済ませたい用事があるけれど、身近に頼める親族や知人がいない」など、悩みを抱える方は多いようです。いざという時の預け先がある安心感は、子育て中の皆さんにとって大きなものです。

今年度はサポートセンターとして利用予定の事務室整備を行っています。

来年度はセンター事業内容を検討する委員会を立ち上げ、仕組みの検討などを行い、実施に向け準備を進めていきます。

※1:地域において「子育ての手伝いをしたい方」と「子育ての手助けをしてほしい方」が会員になり互いに助け合い活動する組織。

子育てに関する住民アンケート結果報告

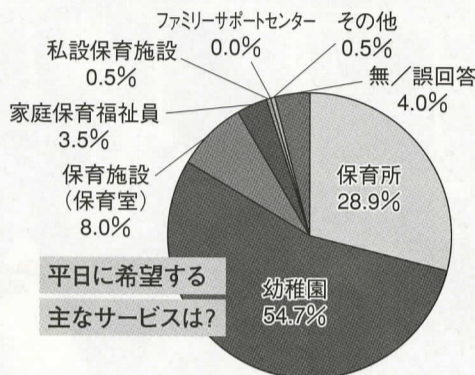
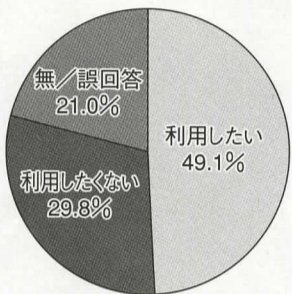
アンケート調査（平成16年2月～3月実施）

種類	配布・回収方法	配布数	回収数	回収率
就学前児童用	郵送による 配布・回収	715	409	57.20%
就学時用		348	320	49.40%
中高生用		257	96	37.40%

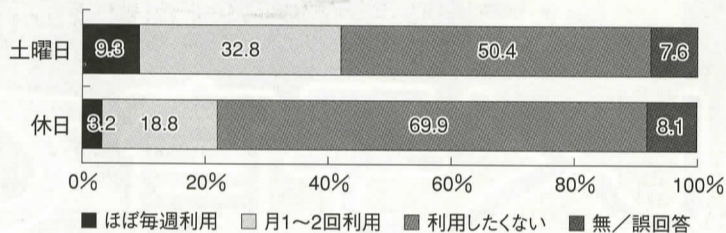
Q. 保育サービスの利用希望は？

A. 「利用したい」平日は約50%、土曜40%強、日祝は20%強

保育サービスの利用希望（平日）

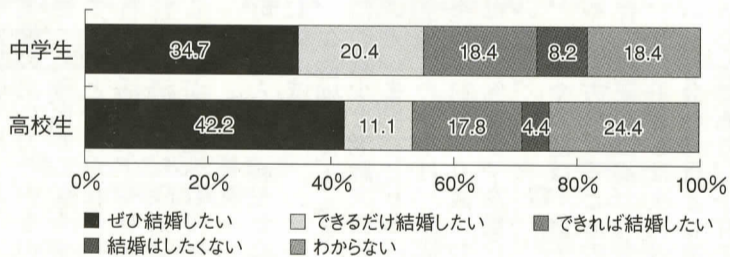


保育サービスの利用希望（土日祝日）



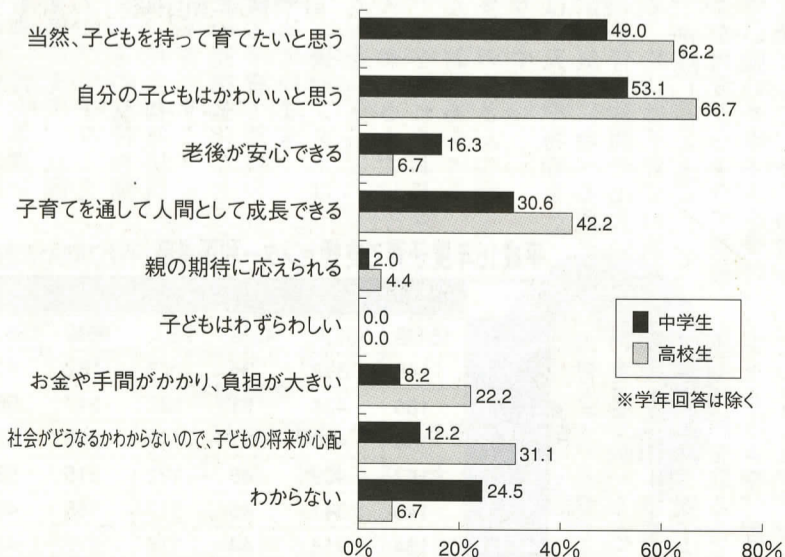
Q. 中・高校生の結婚観は？

A. 「結婚したい」中・高校生共に70%以上



Q. 将来、子どもを持つことに対してイメージは？

A. 中・高校生共に「自分の子どもはかわいいと思う」



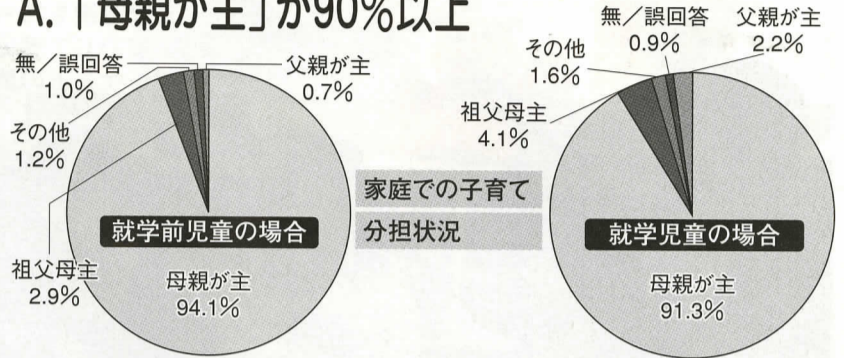
子どもを持つことのイメージについて、「自分の子どもはかわいいと思う」との回答が中・高校生共に最も高く、次いで「当然、子どもを持って育てたいと思う」、「子育てを通して人間として成長できる」といった子育てについて前向きに捉えている様子が伺えました。

町では、「町次世代育成支援地域行動計画」策定に備え、住民の皆さんの子育てに関する実態や要望・意見などを把握するため、就学時前児童（0～5歳）と小学生（1～6年生）の保護者を対象に、アンケート調査を行いました。

また、次世代を担う中・高校生が「結婚観」や「子どもを持つこと」にどのような意識を持っているかを把握するため、中高生用調査も実施しました。アンケート結果を抜粋してお知らせします。

Q. 子どもの世話をしているのは？

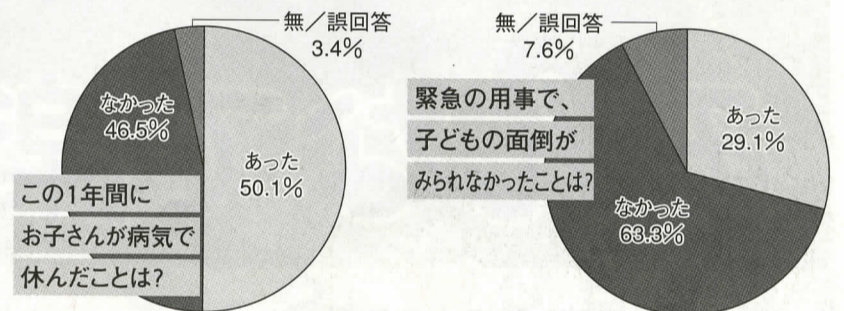
A. 「母親が主」が90%以上



普段子どもの世話をしているのは、就学前、就学児童とも「母親が主」が90%以上と高く、「父親が主」は就学前児童では0.7%、就学児童では2.2%になっています。

Q. 緊急時、保護者の対応は？

A. 「緊急時、子どもの面倒がみられないことがあった」約30%



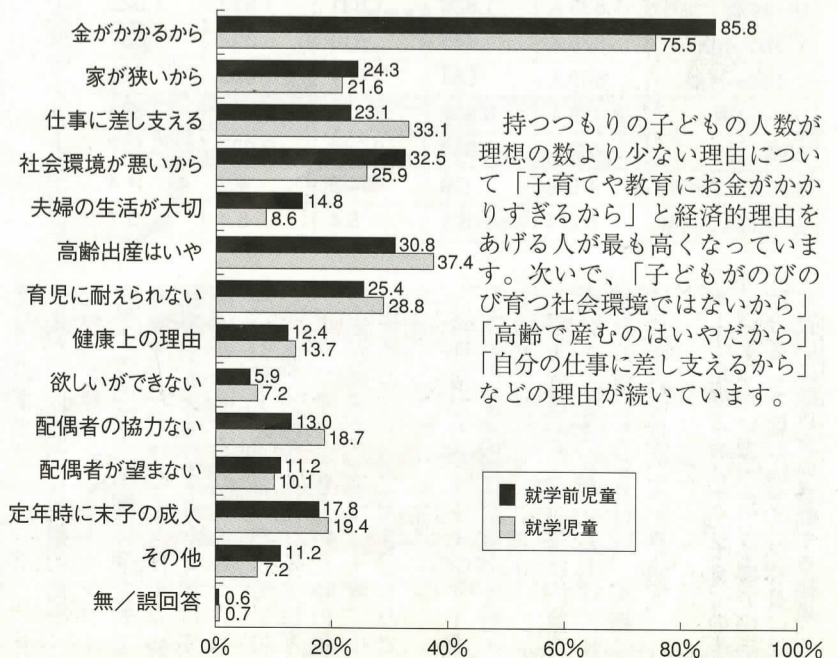
子どもが病気などで学校等を休んだ時、やむを得ない事情で、面倒をみられない時の対処方法として「家族や親族・知人等が子どもの面倒をみた」との回答が最も多く、「子どもを連れて出勤・家事をした（在宅勤務を含む）」「子どものみで留守番をした」「有料サービスの利用した」「保育所の一時保育、ファミリー・サポート・センター事業等を利用した」などの回答が続きます。

また、緊急時子どもを預けた場合の困難度について、困難（非常に困難、困難、どちらかという困難）と回答した方は、57.6%となっており、緊急時に安心して子どもを預けることは、なかなか難しいという現状が伺えます。

Q. 子どもの数、現実と理想は？

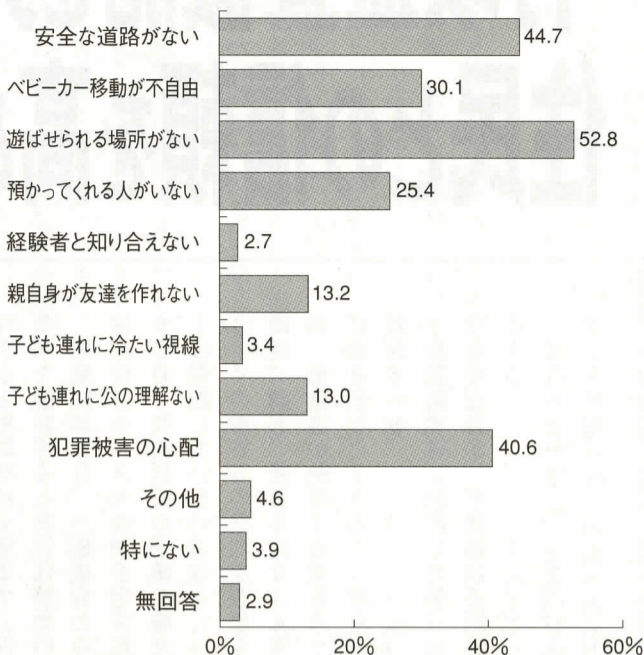
A. 理想は「3人」、現実「2人」。

その理由は、経済的な問題が大きい。



持つつもりの子どもの人数が理想の数より少ない理由について「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と経済的理由をあげる人が最も高くなっています。次いで、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」「高齢で産むのはいやだから」「自分の仕事に差し支えるから」などの理由が続いています。

Q.子育てしやすいまちづくりに望むことは？ 「子どもを安心して遊ばせられる場が欲しい」との要望が高い



「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」が52.8%で最も高く、次いで「子どもが安全に通れる道路がないこと」など安全・防犯面や子育て環境についての要望が多く見られました。

進めていきます！ 松田町次世代育成支援地域行動計画

平成15年7月16日に「次世代育成支援対策法」が公布、施行されました。この法律の中では、将来を担う子どもたちの育成・支援を行うために、全ての自治体が行動計画を策定することが義務付けられています。

(平成27年3月31日までの時限立法)

現在、町でも、平成17年度から平成21年度まで取り組む、次世代育成支援対策に関する基本的方向性や目標を総合的に定めた「松田町次世代育成支援地域行動計画」を策定中です。

町の将来像は、町の基本理念でもある「環境をまもり、連携するまちづくり」、すなわち緑と清流の豊かな自然と地域の安全、活力ある産業や文化が一体となった松田の環境を守り、整え、人と地域が連携した生き生きと暮らせるまちづくりを目指すものでもあります。

この計画では、豊かな自然環境と、そこに暮らす人々が向き合い、支えあうことによって、時代に羽ばたく子どもたちのさわやかな笑顔がみられる「子育て・子育て」を目指し、進めていきます。

町の次世代育成支援の課題

- ① 住民意識の変化と少子化の進行への対応
- ② 子どもの人権尊重や子どもの視点からの取り組み
- ③ 次代の親づくりと親育ち機会の確保
- ④ 社会全体による支援の促進
- ⑤ すべての子どもと家庭への支援
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用
- ⑦ サービスの質の確保・向上

ふれあおうと人と自然、学びあおうと人と人、 ひらめこうと地域の輪、たかめよう豊かな心

平成16年度生涯学習推進大会行われる

2月5日(土)、平成16年度生涯学習推進大会が町民文化センター展示ホールで開催されました。平成元年に国・県の「生涯学習モデル町」の指定を受け、基礎づくりが行われてから早16年。昨年に引き続き、原点を振り返りつつ、今後の町の生涯学習のあり方を考える大会となりました。

【問合せ】町教育委員会生涯学習課 ☎83-7021

町では、平成元年から3年間「生涯学習モデル町」の指定を受け、生涯学習まちづくり推進体系などの基礎が作られ、積極的な生涯学習の推進が行われてきました。しかし、バブル経済崩壊以降の財政悪化等により、活発な活動が停滞している現状があります。

生涯学習推進に尽力されてきた11名の方々が教育委員会表彰を受けられました。次に、寄贈子保存会、寄贈学校、ちぎり絵サークル、大寺宮地いきいき活動クラブ、神山自治会生涯学習カラオケ教室の5団体による実践発表が行われました。演奏や歌、画像を使った発表など、各団体から熱心な活動状況が伝わる発表に皆熱心に聞き入っていました。

この中では、委員会の開催や生涯学習の現状を把握するための8種に及ぶアンケート調査の実施、推進大会運営など、皆さんが持つ生涯学習への意見・要望の多様化による難しさを抱えながらも積極的な取り組みを進めてきた様子が伺えました。大会の詳細は「学びの広場」等で紹介されます。



これからのまつだの生涯学習

新教育委員会委員長・新教育長が就任

地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定に基づき、次のとおり町教育委員会委員長に内田史郎氏、教育長に沼田文一氏が選任されました。

また、次のとおり教育委員会委員の選任等がありましたのでお知らせします。

【問合せ】教育課 ☎83-7023



沼田 文一 教育長 (69歳)

< 教育長略歴 >

昭和32年3月 横浜国立大学学芸学部卒業
昭和32年5月 山北町立清水小学校教諭として教鞭を執られたのを皮切りに、南足柄市立南足柄小学校教諭、中井町立井ノ口小学校教諭、南足柄市立福沢小学校教諭、中井町立中村小学校教諭、南足柄市立向田小学校教頭、山北町立清水小学校長、南足柄市立岩原小学校長、南足柄市立福沢幼稚園長、松田町立第一・第二幼稚園長、町教育委員会委員長などを歴任。
松田町松田庶子276番地5在住。

教育委員会委員一覧

(敬称略)

職名	氏名	備考
委員長	内田 史郎	平成16年12月18日 委員再任 平成16年12月20日 委員長就任
委員長職務代理者	古谷 尚一	平成16年12月20日 委員長職務代理者就任
委員	岡部 聰	平成13年12月20日 委員就任
委員	中村 郁代	平成17年 2月10日 委員就任
教育長	沼田 文一	平成16年12月18日 委員再任 平成17年 1月27日 教育長就任

行政監査機能を充実し 住民との信頼を高めます!

地方分権の時代、地方公共団体自らが監査機能の充実・強化を図り、地方行政に対する住民の皆さんの信頼を高めていく取り組みが各地で進んでいます。

「住民監査請求」は、町の住民の皆さんが町長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結等の財務会計上の行為が違法または不当であると認める時、このことを証明する書面（議事録、新聞記事、写真等）を添えて監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

この度、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、寄テニスコートの土地賃貸借料の支出について松田町職員措置請求書（以下記載）が提出され、監査を行いました。その結果についてお知らせします。

【問合せ】庶務課庶務班 ☎83-1221

【措置請求の概要】

請求人 松田町 日高 康弘氏
請求書の提出日 平成16年12月15日
請求の要旨

措置請求書に記述された内容および平成17年1月19日に実施した請求人への意見陳述における補正事項、追加提出された証拠書類に基づき措置請求への要旨は以下のとおりである。

(1)松田町唯一の「寄テニスコート」は平成13年10月1日より閉鎖され、全く使用できずテニス愛好者は不便と我慢を強いられている。また今後も使用できる見通しもない。

この閉鎖期間にかかるテニスコート用地の土地賃借料が、3年半分（平成16年分を入れる場合）で総額約174万円が不当に支払われ、また支払われようとしている。予算書にテニスコート借地料として計上され、支出されているが、実態において目的外支出であり、全くの無駄金である。

これは、行政側の財産管理を怠る事実起因すると言わざるを得ない。

(2)テニスコート用地の土地賃貸借契約は、平成3年4月1日、国および7名の土地所有者の間で平成13年3月31日までの10年間の貸付期間で締結されたが、このうち1名の地権者は、当初契約の時点から更新契約を望まず、他の6名の契約書と異なり、更新の条項を削除すると共に代替地の条項を加えた契約となっている。

平成13年3月、一地権者との契約が期限切れとなったが、期限切れ後にテニス大会が予定されていたため、平成13年9月までの6か月の契約延長の了承を得たが、その後の3年半はテニスコートは機能していない。

(3)多くの愛好者の熱烈的な要望もあり、その後も担当課長・次長や助役、数人の議員も仲介に入り、代替地案による用地交渉が行われ、地権者が納得する案もあったのだが、最終的に町長が折衝に乗り出したときのやり取りが事態の解決を一層困難にしたと言われている。

(4)措置請求書に記述した第三セクター(有)みやまの里に対する施設管理委託料が、年間約13万円とあるのは、請求者の誤りであり訂正する。

(有)みやまの里は、平成12年度まで年間約120万円のテニスコート使用料収入があったが、平成13年10月以降、収入が無く

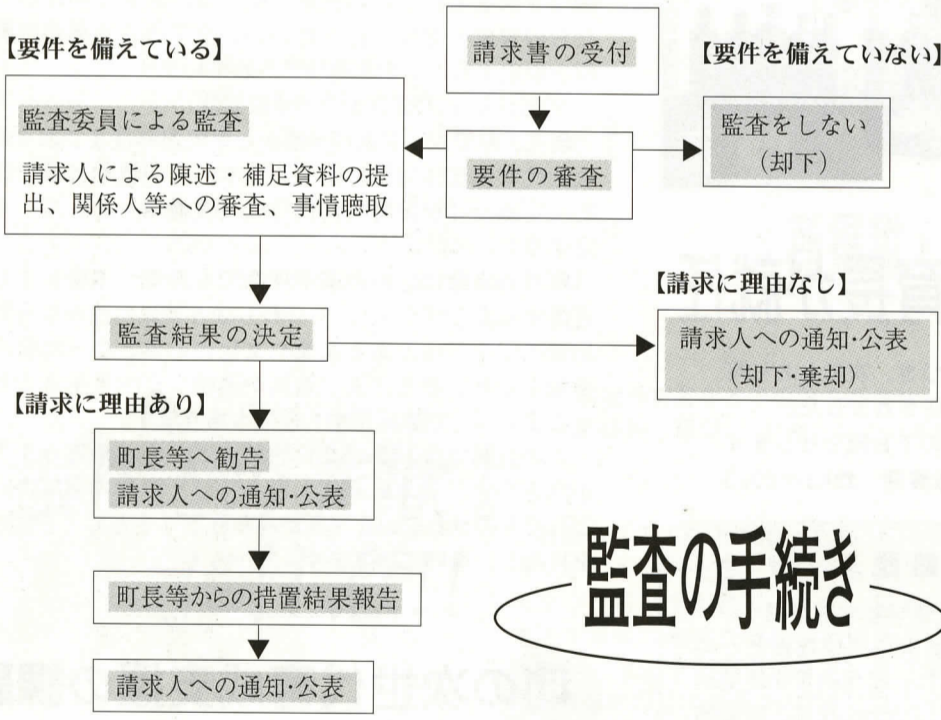
なったため、平成13年度は60万円、平成14年度以降は年間120万円の委託料を町から受け取っている。

この支出が自然休養村管理委託料であり、テニスコートが使えなくなった影響が波及したものである。したがって、違法若しくは不当に支出された額は、借地料174万円と委託料420万円の合計594万円となる。（平成16年度も支出されたときの計算）

このような事態は、一に掛って行政の財産管理を怠る事実起因する。

(5)いずれにしてもテニスコート用地を使えぬまま放置し、住民の熱い願いを叶えず、土地交渉を打ち切るなど住民サービスを担う町長の責任放棄と言わざるを得ず、不当な支出を是正し、若しくは怠る事実を改め、町長に対し平成15年度に支出した年間借地料相当額492,639円の公費返還と平成16年度に予定されている公費支出の差し止めを求めて、町の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

監査の手続き



【監査の結果】

本件措置請求について監査した結果は、合議により次のように決定した。

請求人の主張する怠る事実とそれに伴う公金返還およびその後の公金支出の差し止め請求は、理由がないものと認める。

よって、町長に対する措置の必要を認めない。

以下、事実関係の確認および関係人に対する事情聴取を踏まえた判断について述べる。

なお、関係人に対する事情聴取においては、本件請求にかかる地権者との交渉記録等の保存もなかつた証書類の提出も無かつたことから、聴取した事項を総合的に勘案し、判断したことを申し添える。

(1) 町は、平成3年4月1日寄テニスコート用地の土地賃貸借契約を7名の地権者との間で締結した。（なお、国との有償による賃貸借契約は、平成6年7月29日である。）7名の地権者との契約期間は、平成13年3月31日までの10年間であった。このうち1名の地権者は当初契約時より更新契約を望まず、他の6名の地権者の契約内容と異なり、更新の条項を削除すると共に代替地の条項を加えた契約となっている。

(2) 平成13年3月31日の契約期間の終了前後は、町担当職員による契約延長の協力要請を行う一方、同年3月11日(有)みやまの里の役員会におけるテニスコート運営継続の決定、また、3月26日の地元議員4名との協議を受けて、町長自らが3月22、28日の両日、地権者宅を訪問し契約延長を要請するなど、町当局のテニスコート継続運営に向けて懸命の努力を行っていた事実が確認された。

この結果、テニス大会の行事予定について地権者の理解が得られ、平成13年9月30日までの6ヶ月間の契約延長の了承を得ている。

(3) この時期に併行して、契約条項に記されている代替地案の検討も行なわれ、複数の地元議員による仲介もあり、平成13年12月から14年1月頃に

は、寄地区で3件目の代替地案で交渉が行なわれていることが明らかとなったが、何れも地権者の希望する条件に合わず、交渉不成立に終わっている。

(4) 平成14年12月頃、複数の議員と地権者との話し合いにより、再度、地権者の要望する代替地案が町当局に寄せられ、当該案件について町担当職員・助役が交渉に当たっているが、当代替地については、道路設置の必要性や第三者所有の家屋(空家)が存在する等の問題があり、行政側において法律的な対応が出来ないとの結論に達し、交渉不成立となっている。

請求人が、「地権者の納得する案もあったそうだが、理事者のところで立ち消えた」と申し立てている代替地案は、当該案件と推測されるが、関係人の証言等から、町長自らが最終的な交渉に当たったという事実は無いことが明らかとなった。

(5) さらに、平成15年12月頃、上述の議員より新たな代替地案の情報が町長に寄せられているが、当代替候補地について、行政側の対応が可能かどうかの検討や当時より宅地開発予定の土地であるため、今後の具体的な開発計画に基づく造成費の見積、区画、地積等が明確になるまで保留し、土地の評価額、面積等の具体案を持って地権者に呈示し、交渉を成功させたいとの町長の考えから、情報が寄せられた時から現在まで地権者に対しても行政の対応を保留している状況である。

この点に関しては、テニスコート再開を願う住民の声を受けて地権者との協議を重ね、貴重な情報を寄せてくれた行政側との仲介人である議員諸氏の労苦を無駄にする恐れもあるばかりか、地権者に対する行政側の姿勢が問われるところであると思慮する。少なくとも、情報を受けた直後に担当職員に指示し、当該情報を前向きに検討する旨を伝えるなど、代替地問題の早期解決に向けての行政側の積極的な姿勢を示し、地権者の理解を得られるよう努力する必要があると判断する。

(6) これらの経過等を総合勘案すると、町当局は一地主権者との土地交渉の解決を図るため、平成13年9月30日の土地賃貸借契約期間の終了以降、既に6件の代替地案をもって交渉に当り、結果的に双方の合

意が得られず3年半近くの長期に及んでいるものの継続的に交渉しているものと認められること。

また、今後も、地権者に対して具体的な交渉姿勢を示していないものの、仲介人である議員を通しての再交渉に向けて準備中であることから、テニスコート再開に向けての交渉は引き続き行なわれるものと認められる。

したがって、請求人の主張するテニスコート用地を放置し、交渉を打ち切るなどの責任放棄と言われようとする事実の存在は認められない。

なお、先に述べた一連の土地交渉が行なわれている最中、平成15年3月議会および平成16年9月議会におけるテニスコート関連の一般質問に対する「交渉断念」との町長回答は、それぞれの時点での当面の交渉案件については断念したとの含みのある発言であったと解されるが、議会議事録に記録されることは勿論、「松田町議会だより」の発行によって住民に周知されることでもあり、誤解を招かないためにも、慎重かつ丁寧な発言を持って議会に臨むよう要望する。

また、請求人は、上記土地交渉が行なわれている期間における国及び他の6名の地権者に対する土地賃借料の支払いは、不当な公金支出であるとして平成15年度に支出した492,639円の公費返還及び平成16年度の公費支出の差し止めを主張しているが、テニスコート用地の契約は、平成3年4月1日の当初契約より適法かつ適正賃料を基に土地賃貸借契約が締結され、テニスコート運営の継続を前提にして契約書の更新条項を適用し、平成13年4月1日更新契約を締結しているものであり、正当な契約の基に正当に支払われるべき賃借料であること。また、テニスコート再開に際しては必要不可欠な用地確保であり、先に述べた町当局の代替地交渉が継続している以上、不当な公金支出とは認められない。

したがって、町長に対する土地賃借料に相当する公費返還と平成16年度の公費支出の差し止めを措置する必要はないものと判断する。

(7) 請求人は、平成17年1月19日の意見陳述において、テニスコートの閉鎖に伴い発生した第三セクター(有みやまの里)に対する自然休養村管理委託料についても、上記土地賃借料と同様に行政の財産管理を怠る事実に起因する不当な公金支出と申し立てている

が、第三セクター(有みやまの里)に対する管理委託料支出の正当性については、設立の経緯等を含め以下のとおり述べる。

町は、平成8年3月まで寄テニスコート、有みやま運動広場、寄自然休養村管理センター、ふれあい農園の各施設を町(生涯学習課および産業観光課)が直営で管理していたが、より効率的な運営管理を図ることを目的に平成8年4月第三セクター(有みやまの里)を設立し、管理を委ねることとした。

当時は、旅館業を営む自然休養村管理センターとふれあい農園の収支状況は、均衡するものと判断し、一方、みやま運動広場は広域避難場所としての性格も有し、当初から採算のとれるものではないと判断された。そこで自然休養村施設の管理を委ねる折、収益性の高い寄テニスコートも加えて、寄地区の施設全体で収支均衡を図り、町としては無償による管理運営業務委託契約を締結した。

しかし、平成13年10月のテニスコート閉鎖によって、年間約120万円の利用料収入を失うことは、同社の経営を存続の危機に立たせ、町が委託している施設管理が円滑に行なわれない危惧が生じたことから、テニスコート利用料収入に見合うものとした年額120万円の有償の委託契約を締結し、平成15年度までの2年半で300万円の管理委託料を支出しているものである。

そこで、(有みやまの里)とは、何のために設立されたものであるかを問うた時、当然「公の施設」である自然休養村の各施設の管理運営を目的として、第三セクター方式により設立され、町が60%の出資を行い地方自治法第244条の2第3項規定により公の施設の管理を委託することのできる法人であること。

基本的には自治体の意志に沿い、事業の公共性維持を前提とした上で収支改良を行なう法人であること。第三セクター法人が十分な公共的貢献を果たすためには、施設の性質上営利だけを追求するだけでなく、公共性との双方の性格を兼ね備えて、公の施設の管理運営を行ない、自然休養村の各施設が、住民の福祉の増進を図るために利用されなければならないこと。

また、町は、支配株主として(有みやまの里)が公益性を図りながら、利用者のため、従業員のため、出資者のために適切な助言を行い、町の大切な財産で

ある自然休養村の各施設が最大限有効利用され、住民の福祉の増進に貢献する責任があること。

これらの性格を有する第三セクター法人(有みやまの里)が年間約120万円のテニスコート利用料収入を失ったことは、真に自然休養村の各施設の公共性維持が困難となるとの判断のもとに、条例及び条例施行規則の規定に基づき、有償の管理委託契約を締結して支出しているものであり、適法かつ正当な公金支出であると認められる。

したがって、請求人がテニスコートの閉鎖に伴い発生した自然休養村管理委託料も行政の財産管理を怠る事実に起因する不当な公金支出であると言う申し立ては認められない。

松田町長に関する措置請求について、監査した結果は以上のとおりである。

○終わりに
本件措置請求の監査を通して町長に対し次のことを要望する。

松田町寄テニスコートの再開に向けての土地交渉は、交渉開始より相当の長期に及んでおり、地権者や関係する議員と密接な協議を重ね、行政の責任において早期に解決を図らねばならない。

特に、町長のもとに保留されている交渉案件は、地権者との仲介役として努力している議員からの貴重な情報であるにも拘らず、地権者に対して行政側の対応の意志表示が全くなされていないこと。また、その後も仲介役である議員との協議事項等についての情報も仲介役任せの状態であると認められる。

町長は行政側の最高責任者であり、土地交渉の早期解決への配慮はもとより、土地交渉解決の裏にはテニスコート再開の見通し、(有みやまの里)の経営危機の回避などの行政上の難問も解決に向かえる等の配慮に欠けていたと言わざるを得ない。

したがって、保留している土地交渉案件をもって、可及的速やかに地権者との交渉に当り、その交渉の経過(結果)について、平成17年3月31日までに報告書として提出されたい。

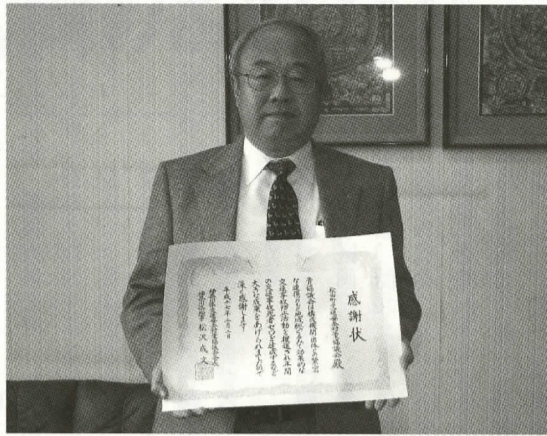
※請求人の住所・職業、関係人の氏名、請求書に添付された事実証明書は省略した。

交通事故ゼロの町 2年連続表彰を受ける!

町では、交通指導隊や消防団を始めとする団体を通じ、交通安全への呼びかけや取り組みを積極的にを行い、一昨年に引き続き平成16年中の町内の交通事故による死者件数はゼロという成果を挙げています。今年も皆で交通安全を呼びかけ、交通事故ゼロの町を目指していきましよう。

【問合せ】庶務課防災交通班 ☎83-12221

2月2日(水)、ワークピア横浜で開催された「平成16年度交通安全対策協議会総会」で、松田町が2年連続の「神奈川県交通安全対策協議会長表彰」を受けました。これは、交通安全対策の推進により交通事故防止に大きな成果を挙げた協議会に送られるものです。



～春季火災予防運動実施中～

「火は消した?」

いつも心にきいてみて

今月1日から7日は、春の火災予防運動期間です。足柄消防組合では、この運動の一環として歴代の俳優・女優が火災予防を呼びかけたポスターを署内に掲示していますので、見学にお越しください。



●実施日時 3月1日(火)～3月7日(月)

8時30分～17時

●掲示場所・問合せ 足柄消防組合西消防署本署

(旧南足柄消防署、南足柄市怒田40-1) ☎74-6663

弱者の人権

～弱い者が身を守るために～

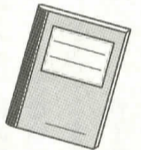
児童虐待、いじめ、子どもが巻き込まれる犯罪の多発など、青少年や子どもなど、弱い立場の人たちの人権が守られることの大切さを改めて考えてみませんか。

- 日時 3月22日(火) 13:30～15:00
- 会場 足柄上合同庁舎 2階大会議室
- 講師 弁護士 大澤 孝征 氏 (大澤孝征法律事務所)
- 募集人員 100名
- 主催 足柄上地区行政センター
- 申込方法 電話で県民課までお申し込みください。保育あり。(2歳以上。3月14日までに要予約)
- 申込み・問合せ
足柄上地区行政センター県民課
〒258-0021 開成町吉田島2489-2
☎83-5111(内線243)、FAX83-4591

所得税・贈与税の申告と納税はお済みですか?

所得税・贈与税の申告と納税をお願いします。期限間近になると税務署の窓口は大変混雑しますので、申告・相談はお早目をお願いします。また、申告書の提出期限を過ぎますと、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

- ◆所得税の申告と納税は 3月15日(火)まで
- ◆贈与税の申告と納税は 3月15日(火)まで
- ◆個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は 3月31日(木)まで
- ◆問合せ 小田原税務署 ☎35-4511



所得税・贈与税の申告と納税はお済みですか?

「振り込め詐欺」に注意!!

内容で混乱させ、家族を心配する「思い込み」の心理を利用してきますので、だまされないよう十分注意して下さい。

また、「架空請求」の手口では、はがき・電話・メールなどで、未納の料金を支払わないと大変なことになると思い込ませ、不安にさせて振り込みを要求しています。

振り込みを要求する不審な電話等があった時は、まず「おかしい!」と思うこと。振り込む前に、警察に相談してください。

<「振り込め詐欺」の手口>

- ★交通事故を起してしまい、すぐ示談金を支払わないと大変と要求
- ★別れ話から女性にケガをさせた。今、慰謝料を払わないと逮捕されると要求
- ★歩きタバコが子どもの目に当たりケガをさせた。父親が手術費を振り込めと要求
- ★宝くじに当たったが、所得税を払わないといけないのでお金を貸して欲しいと要求

<「架空請求」の手口>

- 有料サイト運営業者や債権譲渡を受けたとする請求
- 存在しない法令・制度や公的機関の名称を用いた請求
- 「法務大臣の許可を得た債権回収業者」を名乗る者からの請求
- 財産を差し押さえる、職場や自宅に何うなどの脅迫的な文言を用いた請求

電話や文書などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する詐欺・恐喝事件いわゆる「振り込め詐欺(恐喝)」が横行しています。被害に遭わないよう、皆さん十分ご注意ください。

【問合せ】町民環境課 ☎83-1225

被害に遭わないために!

被害防止マニュアル

- ①いったん電話を切り、警察に電話する。
- ②すぐに振り込みをしない。
- ③一人で判断して行動せず、まずは警察に相談する。
- ④利用した覚えがなければ、払わない。
- ⑤相手に連絡しない。
- ⑥個人の情報を電話で話さない。
- ⑦日ごろから悪質な手口に乗らないよう家族で話し合う。



図書館 だより



今月の行事

おはなし会 15日、22日、29日の火曜日
子どもコーナー15:30~16:00
休館日 毎週月曜日、1日~10日蔵書整理
点検のため
寄出張所図書館 利用日は月~金曜日13:30~16:00

新着図書

一般書

野田聖子 「私は産みたい」
北川健次 「モナ・リザ」 ミステリー
辻村深月 「冷たい校舎の時は止まる」 上中下
P.W.シンガー 「戦争請負会社」
宮島 喬 「ヨーロッパ市民の誕生」
間中信也 「頭が痛い」
浅倉卓弥 「雪の夜話」
沼田まほかる 「九月が永遠に続けば」

【今月の1冊】

「脳はなぜ『心』を作ったのか」
前野隆司著



意識とは何か。意識はなぜあるのか。死んだら「心」はどうなるのか。動物は、ロボットは心を持つのか、作れるのか。心についてのギモンに挑んだ本です。

児童書

「12歳からのエゴグラム」 高橋 久
「パーラ」 上下 ラルフ・イーザウ
「バイオニクル」 1~4 グレグ・ファーシュティ
「かげまる」 矢部美智代
「竜太と灰の女王 上下」 松原秀行
「ヒットラーのむすめ」 フレンチ
「パーティミアス」 2 ジョナサン・ストラウド

【今月の1冊】

「うちにあかちゃんがうまれるの」
いとうえみこ文



おねえちゃんの目から見た、あかちゃんの誕生。生まれたての命のすばらしさが写真の中から伝わってきます。

*3月は館内の点検整理のために1~10日まで休館します。新着図書は12~18日に展示、貸出は19日からになります。ここに載っているのは購入図書の一部です。

*2002年版雑誌(ドライバー、いい旅見つけた、オール読物、アサヒカメラ、ガルヴィ)をリサイクル本棚に出します。(11日以降)



集まれ! 我ら サークル仲間 第22回 「松田墨絵会」

第22回は、公民館登録団体「松田墨絵会」を紹介し、この会は、教育委員会で開催された講習会がきっかけとなり昭和58年に結成した息の長いサークルです。現在、広く海外でも活動を行っている指導者の先生の下、50代から最高齢は95歳の方までの会員17名で活動しています。

主な活動として、毎月2回文化センターでの稽古、町文化祭等町行事への参加、会員の親睦を兼ねたスケッチ旅行などを行っています。

墨絵(水墨画)は、筆と墨を使い、風景や人物などを和紙に描くものです。最近では、さまざまな色の顔料があるので、複数の色を使って鮮やかな花を描いたりしますが、基本的には単色、墨の濃淡で表現します。先生の用意してくださる見本もありますが、特に決まりはなく、それぞれが描きたい物に挑戦しています。

和紙に描くため、墨の濃み方や色の出方が普通の画用紙に描く時とは異なります。実際に何枚も描くことで、自身の感覚として自然に身に付いていきます。

皆「絵が好き」という共通

項はありますが、初心者として始めた方がほとんどです。定年後、趣味として始めた方、80歳から挑戦した方など、年齢性別に関係なく「こういう絵を描いてみたいな」という気持ちさえあれば、いつからでも、どなたでも、気軽に始めることができます。

明るく、教え上手な先生と楽しくにぎやかな会員が集まっているので、毎回の稽古はとっても楽しい時間です。墨絵のみならず人生の先輩としても見習いたい、素敵な会員の方が多いのも魅力です。

3月5日、6日には文化センターで「足柄上合同墨絵展示会」を開催します。墨絵を始めてみたい、作品を見たいと思われ方は、ぜひ見学しにおいでください。

【問合せ・サークル情報】
●会費 月千円、道具代など
●日時 毎月第1・3火曜日 午前9時~12時
●場所 町民文化センター
●連絡先 生涯学習課 ☎83-7021
※会員におつなぎしますので、活動日にご連絡ください。

平成17年町新春卓球大会

1月16日(日)
町体育協会
県教育委員会ほか

月日	場所	参加者数
1月16日(日)	町体育協会	44名

結果 優等 岩本・丸本組
準優勝 鍵和田(三)・熊沢組
3位 遠藤・佐藤組
2位 鍵和田(龍)・安藤組
1位 中村・石田組
優等 柏木・内藤組
準優勝 鍵和田(圭)・井澤組
3位 渋谷・相原組

第59回市町村対抗 かながわ駅伝競走大会

2月16日(日)
秦野市中央運動公園
県立相模湖公園

月日	場所	参加者数
2月16日(日)	秦野市中央運動公園 県立相模湖公園	34チーム 374名

結果 松田町チーム 33位
(タイム3時間12分36秒)
出場選手 渋谷 勇人(城山)
1区 竹内 郁雄(沢尻)
2区 早崎 英幸(仲町)
3区 松本 恭早(宮前)
4区 藤井 孝良(城山)
5区 佐藤 淳一(中里)
6区 内藤 寛孝(城山)
7区 内藤 寛孝(城山)

戸籍の窓

1月16日から 2月15日まで受け付けた方※掲載承諾者のみ(敬称略)

お誕生おめでとう

赤ちゃん	保護者	地区
立澤 勇 騎	隆 一	町屋
野村 総二朗	可 之	中丸
山岸 夢 斗	勝 一	虫沢田代
熊谷 航 汰	克 彦	かなん沢
古谷 みらい	成 人	虫沢田代

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	地区
弦間 寛 一	76歳	弥勒寺
込山 守 一	83歳	仲町屋
和田 富士夫	54歳	沢尻
廣瀬 敏 敏	78歳	仲町
山口 満	76歳	中央
岩永 玉 枝	76歳	新松田
中村 カ ツ	94歳	町屋
吉田 カ ツ	90歳	仲町屋
露木 富 一	78歳	店屋場
弦間 静 子	70歳	弥勒寺
森 大 樹	60歳	神山
川本 昭 子	72歳	城山
内藤 てる	93歳	宮前
武井 富 雄	76歳	町屋
鍵和田 匠 二	81歳	神山
佐野 一 好	53歳	中丸
武田 萬 作	73歳	町屋
熊田 定 夫	68歳	弥勒寺
松本 ナ ミ	86歳	土佐原
瀬戸 福 江	79歳	店屋場

保健 (時間は受け付け時間)

- ・すくすく育児相談
1日(火) 9:30~10:30
健康福祉センター
- ・離乳食講習会
9日(水) 9:45~10:00
健康福祉センター
- ・1歳6か月児健康診査
23日(水) 12:50~13:15
健康福祉センター
- ・1歳児歯科指導教室
25日(金) 9:45~10:00
健康福祉センター

今月の納税

納期限 国民健康保険税(随時1期) 3月31日(木)
【問合せ】国保年金班 ☎83-1225
※税金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

相談 (時間は受け付け時間)

法律 ◆ 9:00~11:00
1日(火)、4月6日(水)
町民文化センター(開館8:30)
※先着6名まで

人権・行政 ◆ 10:00~12:00
15日(火)
町民文化センター第2学習室

人口と世帯数

2月1日現在()内は前月比

人口	12,579人 (-31)
男	6,147人 (-13)
女	6,432人 (-18)
世帯	4,542世帯(-6)

水道修理当番表

日	業者名	電話
1~7	(株)熊沢工務店	34-2511
8~14	(有)渋谷管工	89-2528
15~21	(有)筆屋商店	83-0100
22~28	(有)松田設備工業	82-0609
29~31	(有)加賀設備工業	82-4991

西平畑公園の催し物

開園時間 9:30~16:00
今月の休園日 7、8、14、22、23、28日

ハーブ館工芸教室(予約制) ☎ 85-1177 FAX 85-1176

春の訪れ

しずく型に組んだ白のフラワーアシストに、春の訪れを感じさせる花をアレンジします。

費用 3,500円(税込)

日時 10時~(水曜日のみ13時~)
毎週水・木・金曜日と5・13・19・27日

自然館 ※休館日 7、8、14、22、23、28日 ☎・FAX 82-7345

日	曜	催し物	時間
26	土	◆第66回ミニたんけん日 ~シュロの葉でバッタをつくる。 (会場)自然館 (対象)小・中学生、一般 (申込み)3月23日(水)までに、自然館(☎82-7345)へ、 参加者氏名・人数・電話番号をお知らせください。	9:30~11:30

◆今月の自然 ~春を待つ樹木~

自然館の樹木の芽が、淡い春の光を受け膨らんでいます。コブシやモクレンの芽は、硬い表皮に綿毛の帽子を覆い開花の時を静かに待っています。他の樹木の芽も観察してください。いろいろなことを教えてください。

子どもの館 ※休館日 7、8、14、22、23、28日 ☎・FAX 82-9869

日	曜	催し物	時間	参加
6	日	第138回たぐらが劇場「春の調べ」 伝統的な日本の楽器、尺八と三味線の音色を楽しみましょう! ●曲目 春の海、楽しい雛まつり、 さくらさくら、花笠音頭ほか 出演:米若会 若林武雄さん	13:30 14:30	自由
19	土	ラクラククッキング「クレープ風さくら餅」 簡単にできるさくら餅、皆でチャレンジしよう! 指導:小澤敬子さん 申込み:15人 材料費:100円	10:00 12:00	申込み
20	日	手づくり広場「クラフトテープのボール作り」 子どもの館で大人気!ちょっと難しいけど 頑張ってみましょう。 指導:ハトイ 申込み:各回10人 材料費:100円	11:00~ 12:00 14:00~ 15:00	申込み

館内に雛のつるし飾りを展示しています。(~4/3まで)

町民文化センター大ホール催し物

2月2日現在 ☎83-7021

日	曜	催し物	開演	入場料等	主催者等
13	日	ジェットライブコンサート	11:00	無料	ジェットライブ実行委員会 ☎83-5418
20	日	県立西湘高校吹奏楽部 第21回定期演奏会	17:00	無料	県立西湘高校 ☎47-2171
26	土	国際交流・国際理解フォーラム	13:30	無料 (要入場券)	生涯学習課 ☎83-7021
27	日	私立立花学園高校 軽音学部春季演奏会	13:00	無料	立花学園 ☎83-1081
30	水	私立立花学園高校吹奏楽部 第4回定期演奏会	13:30	無料	立花学園 ☎83-1081

*内容・入場券等は、主催者に直接お問い合わせください。
*主催者の都合により、内容が変更される場合がありますので御承知ください。
*今月の休館日は、7・14・21・28日です。来館には公共交通機関をご利用ください。

AB国際交流・国際理解フォーラム

〈日時〉 3月26日(土) 13:30~

〈場所〉 町民文化センター 大ホール

〈内容〉 ○留学生の意見発表

○基調講演

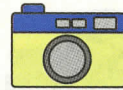
「21世紀を担う子供を育てる」

講師 アグネス・チャン氏

○パネルディスカッション

〈入場方法〉 入場券を配布しますので、事前にお申し込みください。

〈問合せ〉 生涯学習課 ☎83-7021



カメラレポート



◀皆さんは、小田急線小田原駅構内に展示してある桜をご覧になりましたか。これは、「まつだ桜まつり」PR活動の一環として、樹高2.5メートルにおよぶ西平畑公園の早咲き桜を、小田原を中心に精力的ないけばな活動を行う御室流・華務職の杉崎宗雲氏、息子・宗雲Jr.氏が活けた作品です。駅をご利用の際は、ぜひご覧になってみてください。

▶桜まつりの時期になると、朝の西平畑公園には多くの可愛い来園者がやってきます。きれいな桜に誘われて、人だけでなくメジロもお花見?(2月5日撮影)
桜まつりも3月6日(日)まで。ぜひ、皆さんでお出かけください。



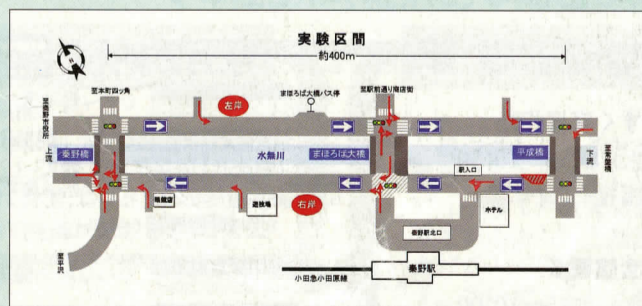
◀2月13日(日)、「第59回市町村対抗かながわ駅伝競走大会」が開催され、秦野市から相模湖町までの全7区間(51.5km)を県内各市町の代表選手が駆け抜けました。(詳細は、本紙7ページ参照)
日ごろの練習の成果を十分に発揮された選手の皆さん、お疲れ様でした。(ゴール地点の相模湖にて)

1市3町 (秦野市、中井町、大井町、松田町) 見どころ、遊びどころ

秦野市、中井町、大井町、松田町では、広域行政の推進と地域の活性化に向けた交流を行っています。その一環として、住民の皆さんに1市3町のイベントや公共施設、地域情報などを紹介しています。
今回は、秦野市で行われる交通社会実験についてお知らせします。

秦野駅北口周辺で、一方通行実験(秦野市)

3月15日(火)から19日(土)までの間、秦野駅北口周辺の水無川両岸にある道路で、一方通行の実験を行います(通行方法は地図のとおり)。この実験は、交通の流れを変えることで、車や歩行者、自転車が通行しやすくするために行うものです。また、交通事故を減少できるか検証します。
秦野橋北側交差点から平成橋北側交差点に向かうルートと、平成橋南側交差点から秦野橋南側交差点に向かうルートで、いずれも二車線です。路線バスの通行ルートは変わりません。
通勤や通学、買い物などで駅周辺を通行される皆さんには不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



実施区域 秦野橋から平成橋までの水無川両岸道路
期間 3月15日(火)午前6時~19日(土)午前6時
内容 ①東向き(水無川の上流から下流方面へは一方通行)
秦野橋北側交差点 → 平成橋交差点
②西向き(水無川の下流から上流方面へは一方通行)
秦野橋南側交差点 ← 平成橋南側交差点
※秦野駅北口へは、水無川下流から駅入口交差点を左折してください。
【問合せ】 秦野市都市計画課 ☎0463-82-5111

この広報紙は、環境保全と資源保護のため、100%古紙を利用したリサイクル用紙を使用しています。また印刷に使われるインクは環境にやさしい大豆インクを使用しています。